



# 後期 高齢者医療

◆特別徴収の人に保険料の仮徴収通知書を  
を送付

◆保険料率の決定・軽減対象者拡大・  
延滞金などの利率見直し

◆受けられる給付

問合せ

国保ねんきん課 後期高齢者医療係

☎33-4490

または各支所市民福祉課  
鏡支所は健康福祉課

## ◆特別徴収の人に保険料の仮徴収通知書を送付します



### 仮徴収の対象者

- ①現在、特別徴収により保険料を納付している人
- ②平成25年4月2日～10月1日に、後期高齢者医療保険に加入または転入した人、年金種別などが変更になった人

※保険料額の変更や年金保険者の都合により、特別徴収にならない場合もあります。

※加入時期により、6月や8月から特別徴収になる場合があります。対象者には開始前に通知します。

ただし、上記に該当していても、次の人は対象となりません。

- ▼老齢福祉年金や恩給など、特別徴収の対象とならない年金のみを受けている人
- ▼特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の人
- ▼同一月の介護保険と後期高齢者医療の保険料の徴収合計額が、その月に支払われる年金（特別徴収対象の年金のみ）の2分の1以上の人
- ▼特別徴収対象者だが、納付方法変更申出書により、普通徴収（口座振替）に変更している人

### 仮徴収の時期と金額

保険料を年金からの差し引きにより納める「**特別徴収**」の人には、保険料が確定するまで、仮徴収を行います。対象者には、仮徴収額や算定基礎、徴収月ごとの金額を記載した「**仮徴収通知書**」を**4月中旬まで**に送付します。

時期：…4・6・8月の年金から徴収します。

一期あたりの金額：…**平成25年度の保険料**

を**特別徴収で納めた人**は、平成26年2月に

徴収した額と同額。普通徴収で納めた人

は、平成24年中の所得（収入）額をもとに、

1年間の保険料を計算した額の6分の1。

### 確定した保険料の通知は7月に送付

平成26年度の保険料は、平成25年中の所得（収入）額と世帯状況（平成26年4月1日現在）で算定します。

確定した後に徴収する10月以降分の通知は、7月に送付します。

### 普通徴収の人は7月からが納期です

納付書払いや口座振替などの「**普通徴収**」の人は、所得・世帯状況により算定した保険料が確定する7月から翌年3月まで（年9期）が納期となっています。確定した保険料の通知は7月に送付します。

# ◆ 保険料率の決定・軽減対象者拡大・延滞金などの利率見直し

## ① 保険料率の決定

熊本県後期高齢者医療広域連合の2年ごとの保険料見直しにより、平成26・27年度の保険料率が次のとおり決定しました。

	H 24・25 度	H 26・27 度	比較
均等割額	47,900 円	47,900 円	変更なし
所得割率	9.26%	9.26%	変更なし
上限額	55 万円	57 万円	2 万円増

$$\text{保険料額 (年額)} = \text{均等割額 (47,900 円)} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 33 万円) \times 9.26\%}$$

※所得が低い人や被用者保険(協会けんぽ、健保組合など)加入者に扶養されていた人の保険料は、継続して軽減されます。

## ② 平成26年度から軽減対象者が拡大

所得によって、均等割額が左表のとおり軽減されます。

### 保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する保険料)の軽減

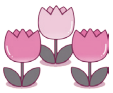
軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等
9割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで、所得が0円となる場合
8.5割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯
5割軽減	【基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯 <b>&lt;拡大&gt;</b>
2割軽減	【基礎控除額(33万円) + 45万円 × 世帯の被保険者数】を超えない世帯 <b>&lt;拡大&gt;</b>

※総所得金額等の計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。  
※所得割の軽減は、変更ありません。

## ③ 延滞金、還付加算金の利率が引き下げになりました

国税、地方税の見直しに合わせ、後期高齢者医療保険料に係る延滞金、還付加算金の利率が引き下げられました。下に示すのは、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金などに適

用されるものです。利率は毎年変動します。



還付加算金	延滞金
年 4.3%	年 14.6%
↓	↓ ※
年 1.9%	年 9.2%

※納期限後1カ月以内の延滞金は4.3%から2.9%へ

# ◆ 次のような給付が受けられます

## ① 高額の医療費がかかったとき

### 高額療養費

1カ月の医療費の自己負担額が、左記の限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます(食事代や保険対象外の費用は限度額に含まれません)。支給を受けるためには振込み口座の登録が必要です。

### 区分別 1カ月あたりの医療費自己負担限度額

区分	区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
		現役並み所得者	医療機関での自己負担額が3割の人
一般	現役並み所得者・区分II・区分I以外の人	12,000 円	44,400 円
区分II	世帯全員が住民税非課税の人(区分I以外の人)	8,000 円	24,600 円
区分I	世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が0円(年金収入の場合は80万円以下の人)	8,000 円	15,000 円

※過去12カ月以内に、「外来+入院」の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円が限度額となります。

いで済み、食事代についても減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。事前に申請が必要です。

## ② コルセットなど医療用具を購入した場合

### 療養費の支給

医師が治療のために必要と認めた医療用具は療養費の対象となり、自己負担分を除いた額が支給されます。いったん全額自己負担したあと、申請が必要です。

## ③ 被保険者が亡くなったとき

### 葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った人に対し、葬祭費2万円が支給されます。申請が必要です。

※①②③とも、2年以内に申請してください。



申告が必要です

限度額適用・標準負担額減額認定証  
区分II・Iの人は、入院時に提示すれば、初めから医療費が限度額の支払

後期高齢者医療では、収入のない人や障害年金・遺族年金受給者も申告が必要です。申告がないと、低所得世帯であっても、保険料の軽減や食事代の減免、高額療養費の限度額で本来の区分の適用ができないなど、不利益が生じる場合があります。